

## 令和7年度 三木市労働報酬審議会 会議録

### 1 開催日時及び会場

日時 令和8年3月12日（木）午後2時から

会場 市役所2階職員厚生室

### 2 出席者

審議会 勇上委員長、樋口委員、下谷委員、三村委員、永塩委員

事務局 藤原総務部長、田中財政課長、松原財政課係長、鵜川財政課主任

### 3 会議議題

(1) 労働報酬下限額の事務局(案)について

(2) その他

### 4 会議の公開または、非公開の別

公開

### 5 傍聴者 0人

### 6 発言内容

(1) 労働報酬下限額の事務局（案）について

事務局説明

令和7年度の公契約条例の対象件数は、工事請負が6件、業務委託が12件、指定管理が9件です。

ア 工事請負契約に係る労働報酬下限額について

公共工事設計労務単価に定められる職種については、令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価を基に算出する。また、公共工事設計労務単価に乗じる割合は90%とする。

なお、兵庫県の設計労務単価が設定されていない業種（石工、タイル工、ブロック工、屋根ふき工及び建具工）については、令和7年度の下限額に、兵庫県における設計労務単価の増減率平均値1.033を乗じて得た単価をもって設定することとする。

公共工事設計労務単価に定めのない見習、手伝い等の労働者や、年金等の受給のため日当たり賃金を調整している人は、50職種に分類せず、業務委託契約に係る労働報酬下限額と同額とする。

イ 業務委託契約に係る労働報酬下限額について

業務委託においては、すべての対象業務委託契約に適用する一つの労働報酬下限額を定める。

従来 of 算出方法（三木市職員の月額給料相当額（高卒初任給）を基礎とする方法）に基づくと、令和8年度の労働報酬下限額は1,240円となる。しかし、算定基礎となる月額給料相当額（高卒初任給）が、給料表全体の伸び率と比較して大幅に上昇しており、現行方法を適用した場合は労働報酬下限額が過度に高い水準となる懸念がある。

よって事務局からは見直し案として、昨年度の労働報酬下限額に、県における最低賃金額の上昇率を乗じて時間単価を算出する方法を提案する。この方法によると、労働報酬下限額は1,190円となる。

見直し案において、県における最低賃金額の上昇率を算出根拠に用いる理由は、地域における賃金上昇の実態に即しており、近隣他市においても同様の手法が採用されていることに加え、来年度以降に同じ算出方法を適用した場合であっても適切な水準の労働報酬下限額が算出されることが見込まれるためである。

方法	考え方	単価	算定式
従来の計算方法	三木市職員の高卒初任給の月額給料相当額の時間単価に定率90%を乗じ、さらに兵庫県における設計労務単価の令和7年度からの上昇率を考慮する。 ※平均上昇率 1.033	1,240	$207,030 \text{ 円} \div 20.16 \text{ 日} \div 7.75 \text{ 時間} \times 0.9 \times 1.033 \div 1,240 \text{ 円}$

新たに提案する計算方法	令和7年度三木市労働報酬下限額に、県における最低賃金額の令和6年10月からの上昇率を乗じて1時間当たりの単価を算出する。 ※上昇率 1.0608	1,190	1,120 円×1.0608≒ 1,190 円
-------------	---	-------	----------------------------

## ウ 質疑応答等

委員長 令和7年度の改定により、地域別最低賃金が全都道府県で時給1,000円を突破した。賃金及び物価の上昇が落ち着いていない状況であり、ここ数年の労働報酬下限額の考え方についても流動的になっているところはあるが、公契約条例の本来の趣旨に沿って、忌憚のない意見を述べていただきたい。

委員 労働報酬下限額は1,040円、1,120円、1,190円と推移しており、昨年80円上昇に対し、今年は70円上昇となっている。今回の事務局案に異議はないが、物価も上がっているので、もう少し上げてほしいという声が出るかもしれない。

事務局 労働者、経営者それぞれに意見があり、上げる方が良いとは一概に言えない。

委員 求人に応募が来なければ上げざるを得ないという面もある。

委員長 他にご意見が無ければ、令和8年度三木市における労働報酬下限額は兵庫県における最低賃金の上昇率を考慮し、1,190円としてよろしいか。

委員全員 異議なし。

委員長 その他特になければ、議事を終了する。